

川崎市告示第486号

川崎市多摩区柘形地内（川崎市立日本民家園及び周辺地域）におけるたき火及び喫煙の禁止

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間、次の区域内におけるたき火及び喫煙を禁止します。

令和7年9月18日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市多摩区柘形7丁目1番1号川崎市立日本民家園の全域及び周辺地域
(別図のとおり)

川崎市立日本民家園の全域及び周辺区域のたき火・喫煙禁止区域図

